

随意契約理由

令和6年(2024年)5月31日

契約担当課名	デジタル戦略課
発注担当課名	デジタル戦略課
契約名称	豊中市税総合システムデータセンター利用料等（令和6年度）
契約内容	豊中市税総合システムデータセンター利用料等（令和6年度）一式
契約締結日 及び契約期間	令和6年3月29日 令和6年4月1日から令和7年1月31日まで
契約の相手方 （所在地・名称）	大阪市中心区城見1丁目4番24号 日本電気株式会社 関西支社
契約金額	31,812,000円
随意契約理由	（地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当） 豊中市税総合システム（以下「税システム」という）は、日本電気株式会社（以下「NEC」という）が独自に開発したシステムである。 税システムは総務省が示す「自治体情報システム標準化・共通化対象」の業務に該当し、令和7年度までにガバメント・クラウド上で稼働する標準化対応システムに移行する必要がある。NECは、ガバメント・クラウドの要件を満たす基準の一つとされる、政府情報システムのセキュリティ評価制度（ISMAP）の基準を満たすクラウドサービスリストに、NECのクラウド基盤サービス（NECCI）が登録されるなど、官公庁向けクラウド事業を推進する体制を強化している。 令和5年7月に税システムサーバ機器の更改を行うにあたり、税総合システムの保守ベンダーである NEC データセンターへ移行することでより安定的な環境で稼働することができるほか、機器更改作業費やシステム保守費を低減し、機器リース費用を削減することができるため、同センターへの移行を行った。 これらの条件をふまえ、新規リースで物理機器を調達するよりも安価であり、安定的なシステム運用を行いつつ、今後ガバメント・クラウドへの確実な移行に対応するため、随意契約を行うもの。